第６次豊田市障がい者ライフサポートプラン（概要）

資料２

基本的な考え方　※前回のポイントの整理

基本理念

障がいのある人もない人も　ともにつながり合い
生涯安心して自分らしく生きられる

地域共生社会の実現

基本目標

１　誰もが認め、支え合えるまちづくり

- ✧ 障がいに関する理解が進み、差別や偏見がなく、合理的配慮が提供され、支え合えるまち
- ✧ 誰もが互いに認め合い円滑な意思疎通ができるまち

２　安心して生活できるまちづくり

- ✧ 充実した相談体制や障がい福祉サービス等の提供体制が整っているまち
- ✧ 災害時等の緊急時に安心した生活や障がい福祉サービス等の提供が受けられるまち

３　自分らしく参加・活躍できるまちづくり

- ✧ 自ら希望する教育や保育、仕事等を選択することができるまち
- ✧ 文化活動やスポーツなど生涯にわたり地域で参加・活躍することができるまち

分野横断的視点

基本目標を達成するため、各施策分野に共通する視点として以下を設定

当事者本位の支援・権利の擁護	**重層的支援体制の整備**

施策分野、重点施策及び基本施策

★：重点施策分野　◉：重点施策　○：基本施策

１　まちと心のバリアフリー（全ての人が互いを大切にできるまちにする）　★	
◉	障がい者への差別の解消と合理的配慮の促進
○	障がい者虐待の防止

2　意思疎通支援・情報保障（全ての人が情報を得られる・伝えられるまちにする）	
	○　意思疎通の円滑化
	○　情報保障の環境整備
3　自立した生活の支援（全ての人が 自分らしい暮らしができるまちにする）　★	
	◉　あらゆる障がいへの支援に向けた体制整備
	◉　障がい者を支える担い手の確保・育成
	◉　安心して暮らせる住まい・居場所の確保
	○　介護者負担の軽減
4　保健・医療（全ての人が健康に暮らせるまちにする）	
	○　精神障がい者等の地域包括ケアの推進
	○　障がいの早期発見・治療に対する支援
5　防災・防犯（全ての人が安全に暮らせるまちにする）	
	○　防災・感染症対策の推進
	○　防犯対策の推進
6　教育・保育・子育て（全てのこどもがいきいき育つまちにする）	
	○　地域のこども園での受入体制の充実
	○　インクルーシブ教育システムの構築の推進
	○　障がい児支援の充実
7　就労・雇用（全ての人が 自分らしく働くことができるまちにする）　★	
	◉　障がい者の一般就労の促進
	○　就労継続支援事業所等の工賃の向上
8　生涯活躍（全ての人が文化やスポーツを楽しむことができるまちにする）	
	○　障がい者の文化・スポーツ活動の推進

総合指標（総合アウトカム）

指　標	現状値 （令和７年）	目　標 （目指す方向）
「とても暮らしやすいまちだと思う」「どちらかと言えば暮らしやすいまちだと思う」と回答した障がい者の割合（障がい者実態調査）	**62.2%**	
障がい者にとって、豊田市が「とても暮らしやすいまちだと思う」「どちらかと言えば暮らしやすいまちだと思う」と回答した市民の割合（市民意識調査）	**55.1%**	

※基本目標の達成状況を総合的に評価するために**「総合指標（総合アウトカム）」**を設定、
８つの施策分野ごとに**「成果指標（中間アウトカム）」**を設定。

施策の展開

施策分野１　まちと心のバリアフリー（全ての人が互いを大切にできるまちにする）　★

めざす姿

- **障がいの適切な理解に基づき、合理的配慮が提供されている**
- **誰もが利用しやすいよう施設・設備が配慮されている**

推進施策

◉ 障がい者への差別の解消と合理的配慮の促進《重点》

地域共生社会の実現のため、障がい特性や障がい者に対する接し方について理解を促進します。また、障がいに基づくあらゆる差別を解消するとともに、必要に応じた合理的配慮が提供されるよう、啓発活動を推進します。

○ 障がい者虐待の防止

障がい者虐待の相談窓口を設置し、虐待の早期発見と迅速な対応に努めるとともに、相談支援事業所と連携し、虐待の未然防止に努めます。

主な事業

プッシュ型の理解・啓発事業《新規》

・無関心層の障がい理解を促進し、障がい者福祉への関心を高めるため、市からの積極的な働きかけを通じた講座開催等の啓発事業を実施します。

成果指標　**（中間アウトカム）**

指　標	現状値（令和７年）	目指す方向
障がい福祉について関心がある（「非常に関心がある」＋「ある程度関心がある」）市民の割合	**41.4%**	↗
豊田市が「病気や障がいがあったり、ことばの違いがあっても、自分自身の思い（意思）を大切にされるまち」（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）と回答した障がい者の割合	**55.8%**	↗

※障がい者計画策定等に係る実態調査

施策分野２　意思疎通支援・情報保障（全ての人が情報を得られる・伝えられるまちにする）

めざす姿

- **互いを認め合い相手の意思を尊重する市民意識が醸成されている**
- **多様な意思疎通手段を利用する機会が確保されている**

推進施策

○ 意思疎通の円滑化

円滑な意思疎通を通じて、一人ひとりが地域社会とつながるために、条例の趣旨を啓発し、手話言語の理解を含めた相互理解の促進に係る取組や、多様な意思疎通手段が利用されるための取組を実施します。

○ 情報保障の環境整備

行政等から発信される様々な情報や図書資料において、音声、点字、手話、要約筆記、やさしい日本語など多様な手段を用いて情報を伝える体制を整え、障がいを理由とする情報バリアの解消を図ります。

主な事業

意思疎通支援者の派遣

・聴覚障がい者が必要な情報を収集したり、意思疎通したりするための支援として、学校の入学式等の公的行事や医療機関への受診時等に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

意思疎通に関する市民向け体験講座の開催

・手話、点字、要約筆記、音訳等の体験講座を開催し、多様な意思疎通手段を学ぶことができる機会を提供します。

成果指標（中間アウトカム）

指　標	現状値（令和７年）	目指す方向
意思疎通に困る機会がある（「よくある」＋「時々ある」）障がい者の割合	**36.0%**	

※障がい者計画策定等に係る実態調査

施策分野３　自立した生活の支援（全ての人が 自分らしい暮らしができるまちにする）　★

めざす姿

♣ **必要とされる障がい福祉サービス等の提供体制が整っている**

♣ **家族介護者への支援体制が整っている**

推進施策

◉ **あらゆる障がいへの支援に向けた体制整備《重点》**

強度行動障がい者や高次脳機能障がい者、重症心身障がい者、医療的ケアを必要とする人などの重度障がい者を含め、あらゆる障がい者の障がい福祉サービス事業所における受入れを促進します。

◉ **障がい者を支える担い手の確保・育成《重点》**

研修等に係る費用を助成するなどし、専門的人材の確保・育成を図ります。

◉ **安心して暮らせる住まい・居場所の確保《重点》**

建設費や運営費等を助成するなどし、グループホームなどの居住の場の確保に努めるほか、安心できる地域の居場所づくりに取組みます。

○ **介護者負担の軽減**

重度障がい者の介護者の負担軽減のため、医療機関や障がい者支援施設等と連携したレスパイト事業等を推進します。

主な事業

生活介護事業所の受入時間延長支援《新規》

・本計画期間において、生活介護事業所に対する職員配置の補助制度又はアドバイザー派遣制度等の支援制度を検討、創設し、利用者の受入時間の延長を促進します。

障がい者相談支援事業の強化（R9～実施）

・障がい福祉サービスの利用や就労に関することなど生活全般の相談に応じ、障がい者の日常生活及び社会生活を支援する相談支援事業について、基幹相談支援センターの設置等の取組を通じて支援の質の向上を図ります。

強度行動障がい者受入環境整備補助金（R8～先行実施）

・強度行動障がい者の受入に向けた施設・車両等の改修を実施した事業者に対して補助を行います。

相談支援事業所の受入能力の向上《新規》

・本計画期間において、相談支援専門員の確保に対する支援制度や事務負担の軽減に関する業務効率化支援等の取組を検討、実施します。

外国人福祉人材日本語学習支援事業（R8～先行実施）

・福祉分野で現在就労中の外国人の資格取得を通じた長期的な就労を推進するため、日本語学習を支援します。

グループホームの整備促進《新規》

・本計画期間において、グループホームの整備を加速させるため、既存の事業にない補助制度など、より効果的な支援事業を検討、実施します。

成果指標（中間アウトカム）

指　標	現状値（令和７年）	目指す方向
強度行動障がい者又は医療的ケアが必要な人の受入れを行う事業所数 （①生活介護、②共同生活援助）	**①42 か所** **②17 か所**	↗
直近６か月間で、利用者からの依頼に対し、受入（サービス提供）できなかったことがある事業所の割合※	**50.0%**	↘
グループホームの定員数	**387 人**	↗

※障がい者計画策定等に係る実態調査

施策分野４　保健・医療（全ての人が健康に暮らせるまちにする）

めざす姿

♣ **障がいの種別や程度にかかわらず、健康を保ち、必要な時に適切な医療が受けられる**

推進施策

○ 精神障がい者等の地域包括ケアの推進

精神障がい者等の地域移行・地域定着のため、長期入院者等の退院後の生活支援や相談支援等において、保健・医療・福祉関係者による協議・連携を基盤とした包括的な支援体制の整備を進めます。

○ 障がいの早期発見・治療に対する支援

障がい者一人ひとりに適切な保健・医療サービスを提供するとともに、障がいの原因となる疾病等の予防や早期治療の支援に努めます。

主な事業

措置入院者の退院後支援事業

・措置入院者が退院後に必要な医療等の支援を継続的かつ確実に受けられ、社会復帰の促進等を図ることができるよう、退院後の支援計画を作成し、関係機関と連携して支援します。

精神障がい者家族相談支援事業

・精神障がい者本人やその家族が悩みを抱え込まず、当事者同士が支え合える相談の場や居場所を提供し、社会的活動の一歩となるよう支援します。

成果指標（中間アウトカム）

指　標	現状値（令和７年）	目指す方向
1 年以上の医療保護入院者数 （5 年間の平均値）	**165 人** **（令和 3～7 年度）**	↘

※医療保護入院者の定期病状報告書

施策分野５　防災・防犯（全ての人が安全に暮らせるまちにする）

めざす姿

♣ **緊急時に障がい者が安全・安心に過ごすことができる**

♣ **一人ひとりが防犯の意識を持ち、障がい者等を狙った犯罪を防ぐことができる**

推進施策

○ 防災・感染症対策の推進

自然災害への備えに関する啓発活動や事業所における防災対策を促進するとともに、感染症対策に取り組みます。

○ 防犯対策の推進

防犯環境の整備や地域の防犯・見守り活動への支援を進めるとともに、詐欺などの消費者被害を防ぐため、関係機関と連携し、被害防止や相談対応等のネットワーク支援体制を充実します。

主な事業

災害時の安否確認体制の構築

・障がい福祉サービス事業所による BCP 運用との連携を通じて、障がい者の安否確認体制の構築と実効性の向上に取り組みます。

犯罪情報提供ネットワーク登録制度

・注意喚起及び防犯意識を高めるため、市内又は近隣で発生した市民に身近な犯罪や不審者情報について、その発生した日時、場所、内容等を、市民（登録者）に対しメールで情報提供します。

成果指標（中間アウトカム）

指　標	現状値（令和７年）	目指す方向
福祉避難所の指定	－	指 定

施策分野６　教育・保育・子育て（全てのこどもがいきいき育つまちにする）

めざす姿

♣ **自らが望む教育・保育環境を選択することができる**

♣ **ライフステージに応じて切れ目のない支援が受けられ、地域で安心して子育てができる**

推進施策

○ 地域のこども園での受入体制の充実

人材育成やこども発達センターとの連携を推進し、医療的ケアが必要な障がい児や重症心身障がい児等が地域のこども園に通園できる体制を整備します。

○ インクルーシブ教育システムの構築の推進

通常の学級、特別支援学級、特別支援学校など多様な学びの場における一人ひとりに合った教育を推進します。

○ 障がい児支援の充実

福祉・教育・保育・医療などの関係機関の連携を強化し、障がい児や保護者への相談支援体制を充実するほか、障がい児への支援に必要な人材育成を推進します。

主な事業

特別支援学校の児童・生徒との交流及び共同学習

・障がいの有無にかかわらず、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会として、特別支援学校に通う児童・生徒と地域の小中学校の児童・生徒の交流及び共同学習を実施します。

こども発達センターにおける保育所等訪問支援事業

・地域のこども園等を訪問し、障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的支援を行います。

成果指標（中間アウトカム）

指　標	現状値（令和７年）	目指す方向
18 歳未満の障がい者のうち、悩みや困ったことを相談する相手として「通園施設やこども園、学校の先生」を回答した人の割合	**36.5%**	↗

※障がい者計画策定等に係る実態調査

施策分野７　就労・雇用（全ての人が 自分らしく働くことができるまちにする）　★

めざす姿

♣ **障がい者が自分に合った働き方が選択できる**

♣ **障がい者が安心して働くことのできる職場環境が整っている**

推進施策

◉ **障がい者の一般就労の促進《重点》**

障がい者の自立を支援するため、企業への啓発と支援体制の充実、雇用の場の開拓、就労後の定着支援などを通して、障がい者の一般就労を推進します。

○ **就労継続支援事業所等の工賃の向上**

就労継続支援事業所等から、優先的な物品等の調達や仕事の発注を進めるとともに、企業や地域などに対して、福祉施設で作られた物品の販促活動等を行い、障がい者の工賃向上を推進します。

主な事業

高次脳機能障がい者を始めとする中途障がい者及び若年性認知症者への就労機会の提供及び復職や一般就労の促進

・病気や事故等の後遺症により障がい者となった方や若年性認知症となった方に対して、生産活動等の就労機会を提供したり、一般企業への就労を支援します。

障がい者就労・生活支援センターの企業訪問等による障がい者支援

・障がい者を雇用している企業等からの相談に応じ、職場定着を図るために企業訪問を行います。

成果指標（中間アウトカム）

指　標	現状値（令和７年）	目指す方向
生活費として給与・賃金・工賃を得ている障がい者の割合	**36.3%**	↗

※障がい者計画策定等に係る実態調査

施策分野８　生涯活躍（全ての人が文化やスポーツを楽しむことができるまちにする）

めざす姿

- **自らの個性を生かし、いつまでもいきいきと活躍できている**
- **文化活動やスポーツ活動など多様な活躍の場が整っている**

推進施策

○ 障がい者の文化・スポーツ活動の推進

学びの場や文化・スポーツなどに関わる機会を拡充し、生涯活躍に向けた主体的な取組を支援します。また、多様な活躍の場において、障がい特性に応じた配慮・支援が提供される環境整備や人材育成を推進します。

主な事業

障がい者スポーツ・教養教室の開催

・障がい者のニーズに応じたスポーツ教室や教養教室を開催し、多様な学びの場や活動の場を創出します。

障がい者スポーツ競技用補装具等購入費補助金交付制度

・豊田市内在住の身体障がい者や難病患者等を対象に、これからスポーツを始めようとしている人に向けて、スポーツ競技用補装具等の購入費を補助します。

成果指標（中間アウトカム）

指　標	現状値（令和７年）	目指す方向
文化・芸術活動を行う障がい者の割合	**10.4%**	↗
スポーツ・レクリエーション活動を行う障がい者の割合	**19.9%**	↗

※障がい者計画策定等に係る実態調査

サービスの提供

障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の成果目標

（１）施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針

・令和 11 年度末までに、令和７年度末の施設入所者の６％以上が地域生活に移行することを基本とする。
・令和 11 年度末までに、令和７年度末の施設入所者数を５％以上削減することを基本とする。

豊田市の目標

項目	目標 令和 11 年度	基本指針
【目標 1-1】 地域生活への移行者数	**15 人**	令和７年度末時点の施設入所者（239 人）の 6%以上
【目標 1-2】 施設入所者の削減数	**0 人**	令和７年度末時点の施設入所者（239）の 5%以上

※これまでの計画と同様、本市では、施設入所を希望する人が一定数おり、重度障がい者等への対応を始め、一定の必要性があることを踏まえ、施設入所者数を削減する目標とはせず、現状維持（削減数 0 人）を目標値とします。

【参考】前期計画の目標と実績

項目	目標 令和８年度	実績 令和７年度	基本指針
【目標 1-1】 地域生活への移行者数	15 人	1 人	令和４年度末時点の施設入所者（238 人）の６%以上
【目標 1-2】 施設入所者の削減数	0 人	0 人	令和４年度末時点の施設入所者（238 人）の 5%以上

（２）福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

・令和 11 年度に、福祉施設（就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）、生活介護、自立訓練を行う施設をいいます。）から一般就労への移行者数を令和６年度実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。
  ・就労移行支援については令和６年度実績の 1.14 倍以上、就労継続支援Ａ型事業については令和６年度実績の概ね 1.52 倍以上、就労継続支援Ｂ型事業については令和６年度実績の概ね 1.67 倍以上を目指す。
・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることを基本とする。
・就労定着支援事業の利用者を令和６年度実績の 1.47 倍以上とすることを基本とする。
・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることを基本とする。
・おおむね市町村ごとに就労選択支援事業所を１カ所以上設置することを基本とし、就労選択支援事業の利用者を全国で 82,000 人以上とする。

豊田市の目標

項目		目標 令和 11 年度	基本指針
【目標 2-1】 福祉施設から一般就労への移行者数		**137 人**	令和６年度実績（104 人）の 1.31 倍以上
【目標 2-2】 就労移行支援事業における一般就労への移行者数		**92 人**	令和６年度実績（80 人）の 1.14 倍以上
【目標 2-3】 就労継続支援事業における一般就労への移行者数	Ａ型	**25 人**	令和６年度実績（16 人）の 1.52 倍以上
	Ｂ型	**14 人**	令和６年度実績（8 人）の 1.67 倍以上
【目標 2-4】 一般就労率が５割以上の就労移行支援事業所の割合		**50%**	一般就労率が５割以上の就労移行支援事業所が全体の５割以上
【目標 2-5】 就労定着支援事業の利用者数		**81 人**	令和６年度実績（55 人）の 1.47 倍以上
【目標 2-6】 就労定着率７割以上の就労定着支援事業所の割合		**25%**	就労定着率が７割以上の就労定着事業所が全体の２割５分以上
【目標 2-7】**新規** 就労選択支援事業所の設置		**１か所以上**	１か所以上を設置
【目標 2-8】**新規** 就労選択支援事業の利用者数		**240 人**	就労選択支援事業の利用者数を（全国で）82,000 人以上

※就労移行支援事業と就労継続支援事業における一般就労への移行者数の目標値の合計は 131 人ですが、自立訓練等における一般就労への移行者数を含めて 137 人を全体の目標値とします。

【参考】前期計画の目標と実績

項目		目標 令和８年度	実績 令和７年度	基本指針
【目標 2-1】 福祉施設から一般就労への移行者数		130 人	89 人	令和３年度実績の 1.28 倍以上
【目標 2-2】 就労移行支援事業における一般就労への移行者数		128 人	58 人	令和３年度実績の 1.31 倍以上
【目標 2-3】 就労継続支援事業における一般就労への移行者数	A 型	4 人	14 人	令和３年度実績の 1.29 倍以上
	B 型	2 人	13 人	令和３年度実績の 1.28 倍以上
【目標 2-4】 一般就労率が５割以上の就労移行支援事業所の割合		54%	40%	一般就労率が５割以上の就労移行支援事業所が全体の５割以上
【目標 2-5】 就労定着支援事業の利用者数		44 人	57 人	令和３年度実績の 1.41 倍以上
【目標 2-6】 就労定着率７割以上の就労定着支援事業所の割合		100%	67%	就労定着率が７割以上の就労定着事業所が全体の２割５分以上

（３）障がい児通所支援の提供体制の整備等

国の基本指針

・各市町村または各圏域において児童発達支援センターの中核的な４つの支援機能を確保することを基本とします。また、地域のインクルージョンを推進するため、障がい福祉、保育、子育て支援、教育等の関係者による連携・協議の場を設置することを基本とする。

※児童発達支援センターの中核的な４つの支援機能とは、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核としての機能、④地域の障がいのある児童の発達支援の入口としての相談機能のことをいいます。

・各市町村または各圏域に主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を少なくとも１カ所以上確保することを基本とする。

・各市町村または各圏域において医療的ケアを必要とする児童を適切に支援するため、保健・医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者による連携・協議の場を設置することを基本とします。また、医療的ケアを必要とする児童等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

・各市町村または各圏域において多様な障がいのある児童及びその家族を支援するため、保健・医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係者による連携体制を確保した上で、障がいのある児童及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。

豊田市の目標

項目	目標 令和 11 年度	基本指針
【目標 3-1】**変更** 児童発達支援センターにおける地域のインクルージョン推進の中核としての機能等の確保	**実施**	機能等を確保
【目標 3-2】**新規** 地域におけるインクルージョンを推進するための協議の場の設置	**設置**	協議の場を設置
【目標 3-3】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	**３か所以上**	１か所以上を確保
【目標 3-4】 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	**４か所以上**	１か所以上を確保

項目	目標 令和 11 年度	基本指針
【目標 3-5】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	**2 回開催**	協議の場を設置
【目標 3-6】 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	**7 人**	医療的ケア児コーディネーターを配置
【目標 3-7】**新規** 障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保	**実施**	障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保

※本市では、豊田市地域自立支援協議会を構成し、これまで地域の課題解決に向けた取組を実施していることから、地域におけるインクルージョンを推進するための協議の場や障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保にあたっても、豊田市地域自立支援協議会を通じて実施することとします。

【参考】前期計画の目標と実績

項目	目標 令和８年度	実績 令和７年度	基本指針
【目標 3-1】 児童発達支援センターの設置	１か所	１か所	１か所以上を設置
【目標 3-2】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	３か所以上	３か所	１か所以上を確保
【目標 3-3】 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	４か所以上	４か所	１か所以上を確保
【目標 3-4】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	２回	２回	協議の場を設置
【目標 3-5】 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	５人	７人	医療的ケア児コーディネーターを配置
【目標 3-6】 障がい児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）を推進する体制の構築	実施	実施	障がい児の地域社会への参加･包括（インクルージョン）を推進する体制の構築

（４）地域生活支援の充実

国の基本指針

・各市町村または各圏域等において地域生活支援拠点等を整備し、支援ネットワーク等による効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の整備を進めるため、拠点コーディネーターを配置するとともに、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者を配置し、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討することを基本とする。
・各市町村または各圏域において、強度行動障がいを有する障がいのある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

豊田市の目標

項目	目標 令和 11 年度	基本指針
【目標 4-1】 地域生活支援拠点等の支援の実績等について以下の項目を踏まえた運用状況の検証及び検討の実施回数 ・地域生活支援拠点等の整備 ・機能充実のための効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	**3回**	年１回以上
【目標 4-2】 強度行動障がい者支援検討会の開催	**2 回**	支援体制を整備

【参考】前期計画の目標と実績

項目	目標 令和８年度	実績 令和７年度	基本指針
【目標 4-1】 地域生活支援拠点等の支援の実績等について以下の項目を踏まえた運用状況の検証及び検討の実施回数 ・地域生活支援拠点等の整備 ・機能充実のための効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	2 回	12 回	年１回以上
【目標 4-2】 強度行動障がい者支援検討会の開催	2 回	2 回	支援体制を整備

（５）相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

・各市町村において、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等、障害者総合支援法に基づく協議会を設置、整備した上で、これらの連携を図ることにより、個別事例の検討を通じて地域における障がいのある人の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。

・各市町村において、セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。

※のぞまないセルフプランとは、相談支援専門員によるサービス等利用計画または障がい児支援利用計画の作成を希望しているにもかかわらず、身近な地域にそれらの事業者がないために利用者またはその家族がやむを得ず自ら計画を作成することをいいます。

豊田市の目標

項目	目標 令和 11 年度	基本指針
【目標 5-1】**変更** 個別事例の検討を通じた地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制の確保	**実施**	実施体制を確保
【目標 5-1】**新規** のぞまないセルフプランの解消	**実施**	ゼロにする

【参考】前期計画の目標と実績

項目	目標 令和８年度	実績 令和７年度	基本指針
総合的･専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	実施	実施	実施体制を確保

（６）障がい福祉サービス等の質の向上のための体制構築

国の基本指針

・各市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みの実施体制を構築することを基本とする。
・個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資するよう、障がい福祉サービス等情報公表制度を通じて、中核市における管内事業所の情報の公表率及び更新率を百パーセントとすることを基本とする。

豊田市の目標

項目	目標 令和 11 年度	基本指針
【目標 6-1】 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	**実施**	実施体制を構築
【目標 6-2】 障がい福祉サービス等情報公表制度を通じた管内事業所の情報の公表率及び更新率	**100%**	100%

【参考】前期計画の目標と実績

項目	目標 令和８年度	実績 令和７年度	基本指針
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	実施	実施	実施体制を構築

障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の見込量と確保策

障がい福祉サービス等の見込量

利用者数（人／月）

サービス ＼ 年度		実績 ※R8 は見込み			計画			傾向
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
訪問系	居宅介護	402	459	485	513	542	574	増加
	重度訪問介護	11	14	15	15	15	15	ほぼ横ばい
	同行援護	62	62	63	63	64	64	ほぼ横ばい
	行動援護	15	34	39	44	50	57	増加
日中活動系	生活介護	899	934	972	1,011	1,052	1,094	やや増加
	自立訓練（機能訓練）	4	5	5	5	5	5	若干数
	自立訓練（生活訓練）	15	19	21	23	23	23	ほぼ横ばい
	就労選択支援	－	3	5	10	15	20	増加
	就労移行支援	195	176	187	198	211	224	増加
	就労継続支援（Ａ型）	267	295	307	319	332	345	やや増加
	就労継続支援（Ｂ型）	935	1,046	1,172	1,312	1,470	1,646	増加
	就労定着支援	55	58	64	70	76	81	増加
	療養介護	31	30	30	30	30	30	ほぼ横ばい
	短期入所（福祉型）	173	168	177	177	177	177	ほぼ横ばい
	短期入所（医療型）	21	0	19	19	19	19	ほぼ横ばい
居住系	自立生活援助	0	0	0	0	0	0	利用なし
	共同生活援助（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）	421	457	506	530	554	578	増加
	施設入所支援	232	238	238	238	238	238	ほぼ横ばい
相談支援	計画相談支援	444	487	526	568	613	661	増加
	地域移行支援	1	1	2	2	2	2	若干数
	地域定着支援	0	0	2	2	2	2	若干数

※１カ月当たりの利用延時間数・日数は、上記利用者数にこれまでの平均延時間数・日数を乗じて算出。

地域生活支援事業（サービス系）の見込量

利用者数（人／年）

サービス ＼ 年度		実績 ※R8 は見込み			計画			傾向
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
サービス系	ケアスタッフ	8	9	9	9	9	9	ほぼ横ばい
	移動支援	320	321	323	324	326	327	ほぼ横ばい
	移動入浴	54	48	51	51	51	51	ほぼ横ばい
	地域生活支援デイ（日中一時支援）	72	65	69	69	69	69	ほぼ横ばい
	日中短期入所（日中一時支援）	104	103	104	104	104	104	ほぼ横ばい

※１カ月当たりの利用延時間数・日数は、上記利用者数にこれまでの平均延時間数・日数を乗じて算出。

障がい児通所支援等の見込量

利用者数（人／月）

サービス ＼ 年度		実績　※R8 は見込み			計画			傾向
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	
障がい児通所支援	児童発達支援	345	341	346	351	357	362	ほぼ横ばい
	放課後等デイサービス	939	1,082	1,187	1,303	1,429	1,568	増加
	保育所等訪問支援	3	5	5	5	6	6	若干数
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	利用なし
障がい児相談支援		245	277	298	321	345	371	増加
医療的ケア児コーディネーター		5	5	7	7	7	7	–
子ども・子育て支援	保育所・認定こども園	242	252	260	270	280	290	やや増加
	放課後等児童健全育成	201	213	220	230	240	250	やや増加

※１カ月当たりの利用日数は、上記利用者数にこれまでの平均日数を乗じて算出。

見込量の確保策

既存のサービス提供事業所に加え、新規事業者の参入も見込まれることから、各サービスの見込量は確保できる見込みです。

なお、新規事業者の参入にあたっては、サービスの利用状況を踏まえ、必要に応じて、総量規制の実施等を検討します。

第６次プランの策定スケジュール

年　　月	内　　容
令和８年 ８～９月	**社会福祉審議会障がい者専門分科会** **障がい者計画推進懇話会** ・第６次豊田市障がい者ライフサポートプラン（骨子案）について
10 月	**社会福祉審議会障がい者専門分科会** **障がい者計画推進懇話会** ・第６次豊田市障がい者ライフサポートプラン（概要）について
12 月～ 令和９年 １月	**パブリックコメント** ・第６次豊田市障がい者ライフサポートプラン（案）について **愛知県への意見聴取** ※第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画（案）のみ
２～３月	**社会福祉審議会障がい者専門分科会** **障がい者計画推進懇話会** **地域自立支援協議会** ・第６次豊田市障がい者ライフサポートプラン（最終案）について